



令和3年 8 月 2 日 開会

令和3年 8 月 2 日 閉会

令和3年 8 月 定例会

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

会 議 録

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和3年8月定例会会議録目次

広域連合議会の開催（招集告示）について……………	1
議案の送付について……………	2
追加議案の送付について……………	3
運 営 予 定 表……………	4
議 事 日 程……………	5
会議に付した事件……………	5
監査結果報告一覧表……………	6
出席・欠席または遅参・早退した議員……………	7
出席した説明員……………	7
出席した書記……………	7
開 会 宣 言……………	8
広域連合長あいさつ……………	8
報 告……………	10
日程第1 議席の指定について……………	10
日程第2 会議録署名議員の指名について……………	11
日程第3 会期の決定について……………	11
日程第4 岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長選挙について……………	11
日程第5 一般質問……………	12
・ 4番 田辺 牧美君……………	12
広域連合長 黒田 晋君……………	13
事務局長 安田 充年君……………	13
・ 4番 田辺 牧美君……………	14
・ 3番 川崎 輝通君……………	15
広域連合長 黒田 晋君……………	16
事務局長 安田 充年君……………	16
・ 3番 川崎 輝通君……………	17
事務局長 安田 充年君……………	17
・ 3番 川崎 輝通君……………	17
事務局長 安田 充年君……………	18
日程第6 承第1号議案……………	18
広域連合長 黒田 晋君（提案説明）……………	18
事務局長 安田 充年君（提案説明）……………	18
採 決……………	19
日程第7 決第1号・決第2号議案……………	20
広域連合長 黒田 晋君（提案説明）……………	20
事務局長 安田 充年君（提案説明）……………	20
採 決……………	22
日程第8 甲第7号議案……………	23

広域連合長	黒田 晋君（提案説明）	23
事務局長	安田 充年君（提案説明）	23
採	決	24
日程第9	甲第8号議案	24
広域連合長	黒田 晋君（提案説明）	24
採	決	24
日程第10	甲第9号議案	25
広域連合長	黒田 晋君（提案説明）	25
採	決	25
日程第11	甲第10号議案	26
広域連合長	黒田 晋君（提案説明）	26
採	決	26
日程第12	岡山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会補充員選挙について	26
追加日程	会議録署名議員の追加指名について	27
閉会宣言		27
一般質問発言通告一覧表		28
会議録署名議員		29

岡 広 議 第 1 0 号
令 和 3 年 7 月 1 9 日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合議会
副議長 船 越 健 一

岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和3年8月定例会
及び全員協議会の開催について

このことについて、別紙写しのとおり、広域連合長より岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和3年8月定例会が招集されたのでお知らせします。

岡山県後期高齢者医療
広域連合告示第22号
令 和 3 年 7 月 1 9 日

令和3年8月2日（月曜日）午後1時45分、岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和3年8月定例会を岡山県市町村振興センター5階大ホールに招集する。

岡山県後期高齢者医療広域連合長 黒 田 晋

岡 広 総 第 4 1 号
令 和 3 年 7 月 1 9 日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 黒 田 晋

議案の送付について

岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和3年8月定例会に提出する次の議案を、別紙のとおり送付します。

記

- | | |
|------------|--|
| 承 第 1 号 | 専決処分の承認について
(令和2年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計補正予算(第3号)) |
| 決 第 1 号 | 令和2年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算につ
いて |
| 決 第 2 号 | 令和2年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計
歳入歳出決算について |
| 甲 第 7 号 議案 | 令和3年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計
補正予算(第1号)について |
| 甲 第 8 号 議案 | 岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部
を改正する条例の制定について |

岡広総第47号
令和3年8月2日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 黒 田 晋

追加議案の送付について

岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和3年8月定例会に提出する次の議案を別紙のとおり追加送付します。

記

甲第 9号議案 岡山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
甲第10号議案 岡山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

(会期：1日間)

令和3年8月定例会運営予定表

月 日	曜	時 間	会 議	摘 要
8月2日	(月)	午後1時30分	全員協議会	
		午後1時45分	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・議席の指定について ・会議録署名議員の指名について ・会期の決定について ・岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長選挙について ・一般質問 ・議案の上程・採決 ・岡山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員補充員選挙について

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

令和3年8月定例会議事日程（第1号）

令和3年8月2日（月） 午後1時45分開議

日程番号	会 議 に 付 す る 事 件
第 1	議席の指定について
第 2	会議録署名議員の指名について
第 3	会期の決定について
第 4	岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長選挙について
第 5	一 般 質 問
第 6	承 第 1 号 専決処分の承認について（令和2年度岡山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第3号）） （上程・採決）
第 7	決 第 1 号 令和2年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算について 決 第 2 号 令和2年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について （上程・採決）
第 8	甲第7号議案 令和3年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について （上程・採決）
第 9	甲第8号議案 岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について （上程・採決）
第10	甲第9号議案 岡山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について （上程・採決）
第11	甲第10号議案 岡山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について （上程・採決）
第12	岡山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員補充員選挙について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

監査結果報告一覧表

番号	受付月日	件名
1	R 3. 2. 19	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計令和2年 1 2月分例月出納検査結果報告
2	R 3. 3. 22	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計令和3年 1月分例月出納検査結果報告
3	R 3. 4. 21	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計令和3年 2月分例月出納検査結果報告
4	R 3. 5. 28	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計令和3年 3月分例月出納検査結果報告
5	R 3. 6. 25	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計令和3年 4月分例月出納検査結果報告
6	R 3. 6. 25	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計令和3年 5月分例月出納検査結果報告

出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名

議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退	議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退
1	難波 武志	出席		10	栗山 康彦	欠席	
2	船越 健一	〃		11	大舌 勲	出席	
3	川崎 輝通	〃		12	大森 雅夫	〃	早退
4	田辺 牧美	〃		13	小倉 博俊	〃	
5	岡 親佐	〃		14	谷口 圭三	欠席	
6	山本 育子	〃		15	山野 通彦	〃	
7	羽場 頼三郎	欠席		16	水嶋 淳治	出席	
8	原 章倫	出席		17			
9	青木 秀樹	〃		18			

説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
広域連合長	黒田 晋	業務課長	山崎 修司
代表監査委員	岸 堅士	業務課保健事業・医療費適正化推進室長	福島 由佳
事務局長	安田 充年	業務課給付係長	河原 慎太郎
		業務課資格賦課係長	辻本 慎策

職務のため出席した書記の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
書記長	児玉 政弘	書 記	近藤 伊津子
書 記	上野 宏二		

会議場所 岡山県市町村振興センター 5階 大ホール

開会宣言

○副議長（船越 健一君）

それでは、定例会を開催いたします。

新議長を選出するまでの間、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は、12人であります。

なお、谷口議員、山野議員、栗山議員、羽場議員からは欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、これより令和3年8月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

広域連合長あいさつ

○副議長（船越 健一君）

広域連合長より発言の申し出がありますので、許可いたします。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）（登壇）

本日、8月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

開会に当たりまして、議長にお許しをいただき、一言ごあいさつを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、岡山県においては5月に発出された2度目の緊急事態宣言が6月20日に解除されたところですが、現在、首都圏をはじめ、大都市圏を中心に第5波とも言える厳しい状況が続いております。

こうした中、各自治体におかれましては、鋭意ワクチン接種や経済支援に取り組むなど、行政運営に大変苦勞されていることと推察いたします。

一方、全ての団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となるいわゆる2025年問題に向け、原則1割負担となっている後期高齢者の自己負担割合について、年収200万円以上の方を対象に2割負担とする改正法が6月4日の参議院本会議で賛成多数により可決成立されました。引上げの時期につきましては、来年10月以降半年以内とされ、具体的な日程は今後政令で定めるとされています。

当広域連合といたしましても、国との連携を一層密にしながら、県民への周知やシステム改修などの対応を取ってまいりたいと考えております。

さて、本日の定例会においてお諮りする案件は、予算案件が2件、決算案件が2件、条例案件が1件、人事案件2件などとなっております。御審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、私ごとで大変恐縮ではありますが、本年10月28日をもって当広域連合の連合長の任期を迎えることとなっております。本日の定例会が私にとって最後の議会となりま

す。議員の皆様方におかれましては、平成 25 年からということになりますから、8 年から 9 年にわたって連合長として皆様方と様々な議論をさせていただきました。様々な御示唆を賜りましたことに、この場を借りて深く感謝を申し上げる次第であります。

少しだけお時間をいただきたいと思います。8 年以上の連合長での経験を通して感じたことでありますが、広域連合ができて、もう十数年になりますけれども、後期高齢者医療広域連合というものの知名度が十分浸透しきれてないということを感じております。まだまだ各市町村の役場のほうで後期高齢者医療というのをやっているというふうに思われている節を強く感じておりまして、そうした意味では今後も 27 市町村と広域連合が一体となって事業を進めていかなければならないということを感じています。

それから、職員の構成ですけれども、派遣による職員でこの広域連合は成り立っています。なかなか広域連合の存続が危ぶまれた時代もあってプロパーの職員というものを採用できていません。これは、ただ岡山県の広域連合だけでなく、全国の広域連合がそうした状態にあります。今後の広域連合自体の推移を見据える中で、後任の方には、そうしたことも常に念頭に置いて考えていただきたいということを申し添えさせていただきたいというふうに思います。

それから、これは国における連合長会議で二度、厚生労働大臣をはじめ、幹部の方に申し上げたことですが、国民健康保険の広域化がスタートいたしました。国民健康保険の広域化とともに、後期高齢者医療広域連合の在り方、あるいは今後どういうたてりになるかというのをきちっと考えていかないといけないんじゃないかというようなことを申し上げておりますが、今厚生労働省から返ってくる答えは、まずは国保の広域化をしっかりとやりたいと、広域連合については今後検討の一つとしたいということでありまして。こうしたことが、どのように変化していったら加入者の方にどうした影響が与えられるかというの、しっかりと今後検討をしていく材料になるというふうに思っています。

そうした中で、プロパーの職員がいないという話をしましたけれども、もう一つは岡山県との関係だろうと思っています。47 都道府県の広域連合はそれぞれです。県の職員が参画している広域連合もあります。そして、この岡山県の広域連合のように県の職員の方が参画をされていない広域連合もあって、それはまちまちなんですけれども、例えば先ほどの国民健康保険等々の広域化との流れだとか今後のいろいろなことを考える中で、県との関わりというものは今後考えていく必要があるというふうに思っております。連合長として何度か副知事をはじめ、こうしたことの検討の申し出はさせていただいておりますが、緒に就いていないというか、具体的になっていないというの、この際、皆さんに御報告をさせていただきたいというふうに思います。

そして最後に、議員の選出方法等について、いろいろ御協力をいただいて、特に我々の仲間であります 15 の市の議員の選出について、いろいろ御議論をいただきましたが、結果として全体の賛同を得られないということで、現状になっております。ただ、これは連合長になる前からずっと私自身何度か申し上げていることですが、当初はこのメンバーでスタートをしました。十数年たって、これから先を考えていく中で、それぞれの区分での選出の在り方が本当に今の現状をそのまま踏襲することでもいいのか。あるいは、我々がお願いしたように、市長でなくても副市長の参加も許可いただけるようになるのか等々、恐らく広域連合、形は変われども、ずっと続いていくものだというふうに思っております。

から、そうした在り方についても今後の課題として次の連合長に引き継いでまいりたいというふうに考えております。

大変長くなりましたけれども、皆様方の今後ますますの御健勝、御活躍をお祈り申し上げますとともに、引き続き残された任期を精いっぱい務めてまいることが改めてお約束をし、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。〔降壇〕

報 告

○副議長（船越 健一君）

それではまず、報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づく、令和 2 年 12 月分から令和 3 年 5 月分までの例月出納検査結果の報告がありました。事務局に保管しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

日程第 1 議席の指定について

○副議長（船越 健一君）

日程第 1、「議席の指定について」を行います。

会議規則第 4 条第 2 項の規定により、新たに当選されました、川崎輝通議員の議席を 3 番に、田辺牧美議員の議席を 4 番に、原章倫議員の議席を 8 番に、栗山康彦議員の議席を 10 番に、大舌勲議員の議席を 11 番に指定いたします。

議席一覧表

1	難波武志	10	栗山康彦
2	船越健一	11	大舌勲
3	川崎輝通	12	大森雅夫
4	田辺牧美	13	小倉博俊
5	岡親佐	14	谷口圭三
6	山本育子	15	山野通彦
7	羽場頼三郎	16	水嶋淳治
8	原章倫	17	
9	青木秀樹	18	

日程第2 会議録署名議員の指名について

○副議長（船越 健一君）

日程第2、「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、11番、大舌議員、12番、大森議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

○副議長（船越 健一君）

日程第3、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（船越 健一君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第4 岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長選挙について

○副議長（船越 健一君）

日程第4、「岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長選挙」を行います。

議長の選出につきましては、7月19日の全員協議会に諮り、指名推選により山本議員に内定しております。山本育子議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（船越 健一君）

御異議なしと認めます。よって、山本育子議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました山本育子議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知を行います。

席を移動する間、しばらく休憩します。そのままお待ちください。

午後1時56分 休憩

午後1時56分 再開

○議長（山本 育子君）

それでは、再開いたします。

皆様、こんにちは。

議員各位の御推挙により、ただいま議長に就任させていただきました玉野市議会議員、

山本育子でございます。大変不慣れではございますが、円滑な議会運営に取り組んでまい
る所存でございますので、議員各位の皆様方の御協力を賜りますようお願い申し上げまし
て、就任のごあいさつと代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

日程第5 一般質問

○議長（山本 育子君）

では、日程第5、「一般質問」を行います。

質問の通告がございますので、順次発言を許可いたします。

4番、田辺議員。

○4番（田辺 牧美君）〔登壇〕

失礼をいたします。議席番号4番、田辺牧美でございます。

まず、質問に先立ちまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

昨年の8月議会でコロナ禍のフレイル予防対策について御質問させていただいた際に、
令和3年度の制度改正リーフレット発送時に被保険者全員にフレイル予防に関するチラシ
を同封する予定と御答弁をいただきました。このほど大変分かりやすいリーフレットの作
成をしていただき、厚く御礼申し上げます。現場の保健師さんからも後期高齢が分かりや
すいリーフレットを作ってくれたとの声をいただいたり、また保健予防活動をしている医
療生協からも分かりやすく活用したいのでリーフレットをいただけないかと言われて
たり、私の町内では役員さんが公会堂の掲示板に貼ってくださったりと大変好評でござ
います。あらゆる機会を捉えて、分かりやすいリーフレットが手紙で来とったじゃろうと声かけを
することにより、高齢者の皆様がおうちでできるフレイル予防や免疫力アップに取り組ん
でくださることを期待しております。本当にありがとうございました。

それでは、一般質問として2項目させていただきます。

まず1項目め、医療費適正化推進事業についてお尋ねをいたします。

今年も公募型プロポーザルが行われ、5月に事業者が決定しております。そこで、改め
てこの医療費適正化推進事業の内容はどのようなものでしょうか。また、適正化という名
の下に必要な受診ができなくなったり、市町村間で競争があおられるということになっ
ては困ります。真に被保険者や市町村に役立つ内容で、保険料が無駄なく必要な人に適切
に使われることに資する内容であることが当然のことながら求められると思います。この事
業内容について改めてお教えてください。また、委託費用はどのくらいでしょうか。そして、
今回2者が応募をして審査されました。その結果、1者決定されているわけですが、
委託先決定の手順や決定の決め手になったことなどありましたら、お教えてください。

2項目め、職員体制についてお尋ねをいたします。

後期高齢者医療制度は2008年、平成20年4月に発足し、今年で13年目になります。職
員の方は市町村からの人事派遣で運営をされています。この体制については常に議論があ
るところですけれども、執行部としてメリット、デメリットについてどのように分析され
ておられますでしょうか、お尋ねをいたします。よろしくお願いをいたします。〔降壇〕

○議長（山本 育子君）

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

田辺議員の御質問にお答えをいたします。

その前にフレイル予防のパンフレットを同封したということでお礼をいただきました。しっかりと75歳以上の方に我々は書類を送っていくので、そうした機会を有効に使えたらという思いがありまして、今特にコロナ禍で外出が抑制されています。その外出抑制をされている中で危惧しているのは、一つはフレイルです。それからもう一つは、認知症対策であって、さらにもう一つ特殊詐欺が大変多くなっておりまして、広域連合長もさせていただいているんですが、今別の形で岡山県の防犯連合会の理事長を務めさせていただいているんですが、このことも今大きな課題となっています。

結果的には駄目だったんですけども、岡山県警とうまく組合せをして、75歳以上の高齢者の方にそうしたこともお伝えできないかということを経理局でかなり詰めた話をさせていただいて、結果的には県警のほうが急に予算化できないということであれになったんですけども、今御意見いただいたように、せっかく各家庭に郵送する機会がありますから、そうした機会にはそうしたことを有効により使っていただけるように、今後も広域連合としては行っていきたいというふうに思います。

議員御質問の職員の体制、特に市町からの人事派遣のメリット、デメリットについてお答えをさせていただきます。

現在、広域連合では、原則、市から3年、町から2年の期限で職員を受け入れて勤務しております。メリットといたしましては、2年間または3年間、広域連合で勤務することにより、県下15市の職員並びに3県民局単位の地方職員との人脈が培われるほか、派遣期間中に身につけた知識やノウハウを出身市町で生かすことができ、保健医療関係部署に多くの職員が帰任直後に配属されておりまして、そうした意味では後期高齢者医療というものを各市町に持って帰って、専門的な知識の中で業務を行っていただける。それから、うちの派遣職員なんか聞いてみると、ここで職員間の人間関係や絆が出来上がって、他の部署へ異動したときも、そうした人脈を生かして他市のお話が聞けるということで、大変有効だというふうな話を聞いております。

一方、デメリットにつきましては、この各市町村からの派遣については、それほどデメリットはないというふうに今までは聞いております。ただ、冒頭少し私見を申し上げさせていただいたように、派遣職員による構成になっておりますから、ずっと長きにわたって、この広域連合で業務に携わっている方というのがいらっしやらないんで、そういうことは一つの課題として、この派遣とは別ですけども、課題として捉えていかなければならないということは感じているところであります。

以上、お答えをいたします。〔降壇〕

○議長（山本 育子君）

事務局長。

○事務局長（安田 充年君）〔登壇〕

連合長答弁以外の部分につきまして、医療費適正化推進事業について一括してお答えいたします。

令和3年度の医療費適正化推進事業は、医療費の状況と課題を明確にするとともに、そ

の過程で得られるデータベースを利用して家庭訪問相談事業を行うためのリストを作成し、結果を分析・評価することを目的に実施しております。

主な業務内容は、県全体及び市町村ごとの医療費分析を行う医療費分析業務、重複受診者や重複投薬者等へ健康相談を行うための家庭訪問相談対象者リスト作成業務です。また、今年度から新たに過去3か年を通じて健康状態が不明な被保険者に対して、疾病の早期発見や重症化予防を目的とした健診受診勧奨通知業務や新型コロナウイルス感染症の受診行動への影響を調査する業務を追加しております。

委託先の決定に当たっては、議員御紹介のとおり、プロポーザル方式を採用し、応募のあった2者によるプレゼンテーションを実施し、事務局長を委員長として係長級以上の職員で構成する企画競争委員会の評点審査により行いました。企画提案の内容について、業務実施体制、企画提案の内容、事業費、業務に対する理解、業務遂行に係る調整能力の5項目について、それぞれ採点し、600点満点中、477点といずれも優れている点数を獲得いたしました日本システム技術株式会社を委託先として決定いたしました。委託費用は2,655万9,500円、これは税込みでございますが、となっております。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（山本 育子君）

4番、田辺議員。

○4番（田辺 牧美君）

御答弁ありがとうございます。医療費適正化推進事業につきましては、市町村の保健指導に役立つ、また被保険者に役立つ情報の提供、そして市町村が競争にあおられるというようなことがないということが確認できました。また、コロナ禍で必要な受診が控えられていないかであるとか、また今後被保険者が増える情勢を見通して、適正な受診行動につながる一つのデータとして期待できるものであるということが確認できたと思います。また、この事業が終了した際には評価についてお尋ねをしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

また、職員体制についてですけれども、後期高齢者医療広域連合は直接被保険者の方と接する機会がほとんどなく、制度の基本は国が決める。また、保健予防活動や保険料徴収など、具体的な実施は市町村と一緒にやって行うことから、財政規模が大きいにもかかわらず、どのような施策をしていくのかについて、またその効果がどうかという検証などの点について分かりにくい位置にあるかと思います。しかしながら、西日本豪雨災害の際に被災者の医療費減免の期間を延長して下さったり、先ほどありましたようなリーフレットをはじめ、フレイル予防対策であるとか、また岡山県全体の市町村の保健予防活動や医療費給付状況が把握できるという優位な位置にございます。

私の意見といたしまして、市町村からの一定期間の派遣職員で運営するスタイルは、派遣された職員の方の不断の努力によって、お互いに持っている市町村とのパイプや、また政策のよいところを共有し、派遣期間にマンネリに陥らずに精いっぱい仕事をしてきてくださっていることにより、市町村を支援していくというメリットとして表れているのではないかと思います。派遣元からもパイプがあり、風通しがよいとの声もあります。中心になれる方はあまり短期間にならないように工夫するであるとか、専門職の保健師さんは直接今採用ということで採用するなど、工夫も行われてきております。

後期高齢者医療制度がこの先どのようなようになるか分からないということから派遣の形というふうになっているかと思えますけれども、今までのように職員さんの努力によってメリットを十分生かしていただきまして、派遣された当初は慣れるまで大変かと思えますけれども、ぜひともそのメリットを最大限に生かしていただきたいと思えます。先ほど連合長さんからもありましたように長期的な展望のことなどもございますので、今後も引き続き議論をしていきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本 育子君）

次に、3番、川崎議員。

○3番（川崎 輝通君）〔登壇〕

それでは、一般質問をさせていただきます。備前市議会議員の川崎です。よろしく願いいたします。

まず1点目は、後期高齢者保険料の賦課限度額についての質問です。

私は日頃から国保料金体系とともに後期高齢者も同じように限度額があること自体が問題ではないかというふうに感じております。少し今の社会状況を述べますと、この2012年からの統計ですが、9年間で資本金10億円以上の大企業は内部留保488兆円、9年で1.5倍もの巨大な富が今大企業には蓄積されております。ところが一方で、労働者の賃金水準は年間で2012年の567万円から593万円と、ほんの20万円強ですか、弱ですかね、増えているだけだという状況です。このような中で、本当に日本経済というのはこの20年間、一方では停滞が続き、にもかかわらず巨大企業というのは利益を上げて、大企業の労働者の皆さんもそれなりの賃金が上がっておるのであれば、もう少し日本国内の経済というのは活性化していたのではないかなと考えております。

そういった中、格差社会はどんどん広がり、子供の貧困化など大きな社会問題になっている。ここに来て、さらに自然災害でも改めて風水害ではなく、コロナという本当にウイルスの脅威というのは、歴史的にはスペイン風邪で何となくひどいそういった犠牲者が出たというのは聞いたことがあります、いざ現実にこのコロナというのが全世界を覆って、これだけ経済的打撃を与えるような脅威があるというのを初めて我々は今体験しているのではないかと思います。

そういった中で、本当に医療現場は大変な状況です。その中で生活が苦しくなれば病院へ行くということも控えるということで、一昨年と比べて医療費も下がっているようであります。そういった中、私はせめて1,000万円以上の方には、今の9.幾らですか、10%以下ですが、所得割、2割以上に引き上げる必要があり、また限度額を上げないと私は財源確保の上で非常に厳しい状態が続くのではないかなと。そして同時に、私は国保と同じく、低所得者ほど負担が大きいのではないかなと。そういう意味では、消費税と同じように富めるものはますます富め、貧しい者はますます貧しい生活とともに病気にもなりやすい状況に陥っていると、そのように考えておりますので、この賦課制度、限度額というのは変わりようがないのか、広域連合で裁量権があるのかないのか、まずお聞きしたいと思います。

そういった中で、実際に生活保護者、その他の方、免除された方もおられるんだと思いますが、後期高齢者の保険料を払っている方はどれぐらいいるのか人数をお知らせくださ

い。また、その中で均等割しか払ってない方々は幾らいるのか、できれば何割を占めているのか、そういった説明もお願いできたらと思います。

続きまして、医療費についてお聞きしたいと思います。

聞くとところによりますと、岡山県1人当たりの医療費というのは、全国レベルで見ると高いほうだというふうに聞いております。一体何番目の高い水準にあるのか順位をお知らせ願いたいと思います。また、県内の市町村の医療費を比較しますと、県内のワーストファイブはどういった市町村なのか、また医療費が比較的少ないベストな市町村はどういった市町村があるのか具体的にお知らせを願いたいと思います。

3番目については、高齢者の健診についてお聞きしたいと思います。

直近の高齢者は一体何人なのか。必ずしも保険料を支払っている方と一致してないと思いますので、対象者、後期高齢者75歳以上というのは一体県内に幾らおられるのかお聞きします。また、昨年度で結構であります。後期高齢者の方で健診を受けた人は一体何人なのか、把握している数字があればお知らせ願いたいと思います。また、全く病院へ行っていない健常者というのは一体全後期高齢者中で何人おられ、どれぐらいの比率になっているかということもお聞きして終わりたいと思います。よろしくお願ひします。〔降壇〕

○議長（山本 育子君）

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

川崎議員の御質問のうち、2点目の医療費についてお答えをさせていただきます。

岡山県の1人当たりの医療費が高い要因と全国順位は。県内市町村の医療費が高いベストファイブと安いベストファイブについてであります。

1人当たりの医療費につきましては、令和元年度後期高齢者医療事業状況報告によると、全国平均が95万4,369円、そして岡山県は98万8,702円となっており、全国順位で申し上げますと、全国18位となっております。要因といたしましては、高齢者のみの世帯増加に伴い医療機関へ依存する傾向が強くなっていることや医師数が47都道府県中、6位となっていることと、一般病床数が6位と全国的にも多く、医療機関へのアクセスがよい等、医療機関が充実していることなど、幾つもの要素が影響しているものと考えられます。

次に、令和元年度の当広域連合給付費データから集計した市町村医療費によると、医療費が高いほうから順に、1位が早島町、2位が矢掛町、3位が岡山市、4位が玉野市、5位が津山市となっております。一方、医療費の低い市町村は、1位が新庄村、2位が久米南町、3番目が里庄町、4番目が浅口市、5番目が笠岡市となっております。

以上、お答えといたします。〔降壇〕

○議長（山本 育子君）

事務局長。

○事務局長（安田 充年君）〔登壇〕

川崎議員の御質問のうち、保険料の賦課限度額について、まずお答えを申し上げます。

保険料の賦課限度額は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第18条第6項に64万円を超えることができないものと定められており、広域連合の判断や裁量で引上げをすることはできません。また、令和3年度の賦課決定時、6月26日時点の保険料支払い者数は29万8,483人で、そのうち均等割額のみを支払っている方は17万8,737人、59.88%とな

っております。

続きまして、健診についてでございます。

直近の後期高齢者人数、令和2年度の後期高齢者健診の受診者数、それから医療を受けていない人の人数でございます。

令和3年度後期高齢者医療毎月事業報告、事業月報の6月末時点で、被保険者数は29万6,883人となっております。次に、高齢者健診の受診者についてですが、後期高齢者健診は市町村が実施しており、広域連合から補助金を交付する形態を取っております。各市町村から報告のあった令和2年度後期高齢者健診の受診者数は、3万6,942人となっております。また、令和2年度で医療を受けていない被保険者については、国保データベースシステム等から算出した結果、約2万1,000人となっております。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（山本 育子君）

3番、川崎議員。

○3番（川崎 輝通君）

再質問させていただきます。

限度額は国のほうでなかなか変わることが、こちらの裁量権がないということですが、私は財源を確保して、後期高齢者の方、本当に最後の人生というのが幸せであったというふうにするためには病気にならないというのが前提だろうと思いますので、豊かな医療、同時に健康維持のためにはどういうことが必要なのか、そういうことにこそお金を使うべきだと思います。

そういった中で、やはり格差社会です。少し私考えるのに、1,000万円以上の今後期高齢者の方で収入がある方というのは、ほとんどが会社の役員及び特別公務員か、そういった方々ではないかなと思います。そういった方が本当に200万円、100万円の年金で生活してる方と同じ所得割、それも頭打ちというのは、どう考えてもみんなで支える保険体制としては矛盾があるように思います。

これは国保制度も同じだと思います。広域連合が全国市長会などと一緒になって、国のほうへ限度額の引上げ、特に1,000万円以上の方は2割にする、必要ではないかと思いません。国は一方で年金生活者200万円以上の方が1割負担が2割になるというようなことがあれば、財源確保の上でも一律9.17%で所得割が一定であること自体、私は制度上、矛盾があると感じております。ぜひともこういった点、一致団結して全国に呼びかけて、制度そのものを変えていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本 育子君）

事務局長。

○事務局長（安田 充年君）

議員の御指摘の点につきまして、今後、適宜適切な場所で、そういった御意見もあるということを伝えてまいりたいと考えております。

○3番（川崎 輝通君）

ありがとうございます。もう一点、健康診断についてお聞きします。

対象者が30万近くに対して、健診を受けた方は3万6,000幾らということで、1割強というような状況です。こういった少しでも健康を維持して、病院にかからないようにする

と。そのためには健診がどうしても必要だと考えております。この健診率向上のために、どんな施策を考えておられるのかどうかお聞きして終わりたいと思います。

○議長（山本 育子君）

事務局長。

○事務局長（安田 充年君）

議員の御指摘のとおり、健診率の低さというのは全国的に見ても少ないというので、しかもデータヘルス計画で掲げる目標を達していないということで、大変問題意識を持っております。ただ、要因とすれば、生活習慣病で病院にかかっている方を、除外対象者としてもいい方を、対象者に含めているというような問題点もありますので、その数字はいま一度精査する中で、要するに病院等へかかっているにもかかわらず、健診も受けていないという方については、問題意識を持ってダイレクトメール等で健診について周知をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 育子君）

次に、7番、羽場議員ですが、欠席及び質問の取下げの御連絡がありました。

以上で通告を受けました一般質問は全て終了いたしました。一般質問を終わります。

日程第6 承第1号議案

○議長（山本 育子君）

日程第6、承第1号議案「専決処分の承認について（令和2年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を上程し、提案の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

ただいま上程いたしました承第1号議案「専決処分の承認について（令和2年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」につきましては、45億1,642万4,000円を増額し、2,796億6,455万5,000円とするもので、令和3年度中の補助金清算に向け、基金積立金を増額したこと等によるもので、令和3年3月31日に専決処分を行ったものでございます。

詳細につきましては、事務局から補足の説明を行いますので、御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（山本 育子君）

事務局長。

○事務局長（安田 充年君）〔登壇〕

それでは、承第1号議案の補足説明をいたします。

予算書の8ページをお開きください。

歳入の主なものでございますが、第1款市町村支出金は、市町村で徴収する被保険者からの保険料等であります。保険料等負担金を最終見込みに基づき、5億4,580万円余を減

額するものでございます。

第2款国庫支出金では、第1項国庫負担金で、療養給付費等負担金が52億8,153万円余の増額、第2項国庫補助金は、9ページにまたがりまして、計17億6,667万円余の増額、第4款支払基金交付金は17億8,613万円余の減額、これらは全て負担金・交付金・補助金の額の確定に伴うものでございます。

10ページをお開きください。

第7款繰入金は、保険給付費等の財源に充当するため、1億6,348万円余を減額するものでございます。

第9款諸収入は、11ページにまたがりまして、第三者納付金及び返還金の最終見込額に基づき、4,941万円を減額するものです。

次に、歳出になりますが、主なものとしまして、13ページをお開きください。

14ページにまたがりまして、第2款保険給付費、第1項療養諸費は、計62億534万円余の減額でありまして、療養給付事業の最終見込額に基づくものであります。

第2項高額療養諸費は、計6億6,207万円余の減額で、高額療養費等の最終見込額に基づくものです。

15ページをお願いいたします。

第5款基金積立金117億1,795万円余の増額は、療養給付費等の最終見込みに基づき、国・県・市町村並びに支払基金へ令和3年度に精算返還するための財源として積み立てるものでございます。

以上で補足説明を終わります。〔降壇〕

○議長（山本 育子君）

提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

承第1号議案については、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 育子君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

承第1号議案について質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより承第1号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 育子君）

御異議なしと認めます。よって、承第1号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第7 決第1号・決第2号議案

○議長（山本 育子君）

次に、日程第7、決第1号議案「令和2年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」及び決第2号議案「令和2年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」を一括上程し、提案の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

ただいま一括上程いたしました決第1号議案「令和2年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」、決第2号議案「令和2年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」につきまして、その概要の説明を申し上げます。

まず、一般会計は、広域連合組織運営のための経費でございます。

歳入歳出決算書の20ページにございます「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額7,222万5,000円に対し、歳出総額6,902万1,000円となり、差引き額320万4,000円が実質収支額となっております。

次に特別会計でございますが、特別会計は制度運営のための予算でございますが、そのほとんどの支出が保険給付事業に要する費用でございます。

歳入歳出決算書の46ページにございます「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額2,796億6,650万2,000円に対し、歳出総額2,796億672万3,000円で、差引き額5,977万9,000円が実質収支額となっております。

詳細につきましては、事務局から補足の説明を行いますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（山本 育子君）

事務局長。

○事務局長（安田 充年君）〔登壇〕

それでは、決第1号議案、決第2号議案の補足説明を行います。

まず、決第1号議案「令和2年度一般会計歳入歳出決算について」でございますが、歳入歳出決算書により主なものを御説明いたします。

8、9ページをお開きください。

歳入でございますが、一般会計歳入7,222万円余のうち、主なものは第1款分担金及び負担金で、収入済額は7,160万円、事務的経費を後期高齢者人口で按分し、県内各市町村に負担していただいている負担金でございます。

第2款財産収入は、財政調整基金の預金利子、第3款繰越金は、前年度繰越金、第4款諸収入は、労働保険料等個人負担分などの収入でございます。

歳入全体を通して、収入未済はございません。

次に歳出でございます。

12、13ページをごらんください。

支出額の主なものは、第2款総務費6,825万円余、これは広域連合の組織運営に要した費用であり、歳出決算のほとんどを占めるものです。

第12節役務費のうち、銀行振込手数料が1,734万円余、15ページとなりまして、第19節負担金補助及び交付金のうち、職員派遣負担金は、総務課職員等4名分で2,812万円余、その下、施設負担金は、事務所の利用料及び電気代等の共益費用で974万円余などがございます。

続いて、決第2号議案「令和2年度特別会計歳入歳出決算」でございますが、27ページからの決算事項別明細書により、歳入、歳出の主なものを御説明いたします。

歳入でございますが、28、29ページをお開きください。

第1款市町村支出金は486億7,838万円余で、第1項市町村負担金のうち、第1目事務費負担金は、所要の事務費を後期高齢者の人口割合で市町村に負担していただいているもの、第2目保険料等負担金は、市町村が徴収した保険料や基盤安定分、第3目療養給付費負担金は、療養給付費の12分の1の定額負担でございます。

次に、第2款国庫支出金は、計951億2,894万円余、第1項国庫負担金のうち、第1目療養給付費等負担金は、療養給付費の12分の3の定率負担、第2目高額医療費負担金は、レセプト80万円を超える部分の4分の1が負担されるものです。

また、第2項国庫補助金のうち、第1目調整交付金が248億1,639万円余、30、31ページになりますが、第5目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、保険料軽減特例措置の財源となるものでございます。

続いて、第3款県支出金は、計226億4,160万円余、第1項県負担金のうち、第1目療養給付費等負担金は、療養給付費の12分の1の定率負担、第2目高額医療費負担金は、レセプト80万円を超える部分の4分の1が負担されるものです。

また、第2項県補助金のうち、第2目保健事業費補助金は、健康診査事業に対する補助でございます。

第4款支払基金交付金1,072億6,800万円余は、若年層からの支援金でございます。

32、33ページですが、第5款特別高額医療費共同事業交付金1億1,065万円余は、レセプト400万円を超える特別高額医療費に対して、全国47広域連合が国保中央会へ拠出を行い、その拠出金を原資として負担緩和のため交付されたものでございます。

第7款繰入金52億9,781万円余は、令和元年度の療養給付費等負担金などの額の確定に伴う償還用財源として繰り入れたものでございます。

第8款繰越金1,022万円余は、前年度繰越金でございます。

第9款諸収入は、計5億2,771万円余で、34、35ページになりますが、第3項雑入のうち、第1目第三者納付金は、交通事故などで傷害を受けた場合に過失割合に応じて加害者等から支払われる医療費相当額の納付金、第2目返納金は、自己負担割合の変更などに伴うものでございます。

以上が歳入における主なものでございます。

次に、歳出でございます。

36、37ページをごらんください。

主なものとしては、第1款総務費8億7,737万円余、第1項総務管理費、第1目一般管理費7億9,310万円余のうち、第12節役務費1億21万円余は、医療費通知書等作成のための郵送料及び電算事務処理などの手数料、第13節委託料3億949万円余は、医療制度システムに係る電算処理委託料など、第19節負担金補助及び交付金1億6,814万円余は、業

務課職員 18 名分の職員派遣負担金、長寿・健康増進事業市町村補助金などでございます。

38、39 ページに移りまして、第 2 目連合会負担金 8,427 万円余は、レセプト点検、オンラインシステムなどに対する国民健康保険団体連合会負担金でございます。

第 2 款保険給付費 2,610 億 1,352 万円余のうち、第 1 項療養諸費 2,489 億 2,504 万円余は、医療機関に支払う被保険者の窓口負担を除いた医療費や、診療報酬の審査・支払いに係る手数料、第 2 項高額療養諸費 112 億 7,968 万円余は、高額医療費の上限額を超えた支払いに対する払戻金となります。

第 3 項その他医療給付費 8 億 880 万円につきましては、葬祭費でございます。

続きまして、40 ページ、41 ページで、第 3 款特別高額医療費共同事業拠出金 1 億 1,957 万円余は、400 万円を超える特別高額医療費の財源補填のために全国の広域連合が拠出している基金への拠出金でございます。

第 4 款保健事業費 3 億 2,730 万円余は、市町村が実施した健康診査事業に対する市町村への補助金などでございます。

第 5 款基金積立金 119 億 3,753 万円余は、令和 3 年度における療養給付費等負担金の精算償還のための財源等として積み立てたものでございます。

第 7 款諸支出金 53 億 3,139 万円余となりまして、42、43 ページにあります第 3 目償還金 52 億 9,772 万円余がほとんどを占めておりますが、これは、国・県・市町村並びに支払基金に令和元年度分の療養給付費負担金等を精算するために償還したものでございます。

最後の 48 ページの財産に関する調書でございますが、記載のとおりとなっております。

以上で決算関係の説明を終わります。〔降壇〕

○議長（山本 育子君）

提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

決第 1 号議案及び決第 2 号議案については、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 育子君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

決第 1 号議案及び決第 2 号議案について質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより決第 1 号議案及び決第 2 号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

決第 1 号議案及び決第 2 号議案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 育子君）

御異議なしと認めます。よって、決第 1 号議案及び決第 2 号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第 8 甲第 7 号議案

○議長（山本 育子君）

日程第 8、甲第 7 号議案「令和 3 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を上程し、提案の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

ただいま上程いたしました甲第 7 号議案「令和 3 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」につきまして、その概要の説明を申し上げます。

「後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」につきましては、106 億 5,413 万 2,000 円を追加し、2,960 億 5,631 万 7,000 円とするもので、主に令和 2 年度の療養給付費等負担金の確定により、国・県・市町村等に精算するための償還金等を計上するものでございます。

詳細につきましては、事務局から補足の説明を行いますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（山本 育子君）

事務局長。

○事務局長（安田 充年君）〔登壇〕

それでは、甲第 7 号議案の補足説明を行います。

甲第 7 号議案「令和 3 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」についてですが、補正予算書 6 ページをお開きください。

まず歳入ですが、第 1 款市町村支出金は、令和 2 年度分の療養給付費の確定に伴い、過年度分の療養給付費市町村負担金 94 万円余を増額するものでございます。

第 7 款繰入金 106 億 5,319 万円余の増額は、国・県・市町村等への償還金などの財源として後期高齢者医療給付費準備基金から繰り入れようとするものでございます。

次に、7 ページをごらんください。

歳出についてです。

第 5 款基金積立金は、令和 2 年度分の療養給付費の確定に伴い、給付費準備基金へ積立を行うもの、第 7 款諸支出金につきましては、令和 2 年度分の療養給付費確定に伴う国・県・市町村負担金、並びに支払基金交付金 106 億 5,319 万円余を償還しようとするものでございます。

以上で「令和 3 年度特別会計補正予算（第 1 号）」の補足説明を終わります。〔降壇〕

○議長（山本 育子君）

提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

甲第 7 号議案については、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 育子君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

甲第7号議案について質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより甲第7号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 育子君）

御異議なしと認めます。よって、甲第7号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第9 甲第8号議案

○議長（山本 育子君）

次に、日程第9、甲第8号議案「岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、提案の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

ただいま上程いたしました甲第8号議案の「後期高齢者医療に関する条例の一部改正」について御説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正され、本条例における法律の引用条項が削除されたため、条文中に定義を位置づける規定整備をするものであります。

御審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（山本 育子君）

提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

甲第8号議案については、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 育子君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

甲第8号議案について質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより甲第8号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 育子君）

御異議なしと認めます。よって、甲第8号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第10 甲第9号議案

○議長（山本 育子君）

次に、日程第10、甲第9号議案「岡山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を上程し、提案の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

ただいま上程いたしました甲第9号議案「岡山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」でございます。

副広域連合長につきましては、広域連合規約第11条第1項におきまして2人を置くこととなっておりますが、現在2人とも空席となっております。

空席となっております副連合長として、鏡野町長でございます山崎親男氏を選任いたしたく提案させていただくものでございます。御議決のほど、よろしくお願い申し上げます。

〔降壇〕

○議長（山本 育子君）

提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

甲第9号議案について、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 育子君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

甲第9号議案について、質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより甲第9号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 育子君）

御異議なしと認めます。よって、甲第9号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第 1 1 甲第 1 0 号議案

○議長（山本 育子君）

次に、日程第 11、甲第 10 号議案「岡山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を上程し、提案の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

ただいま上程いたしました甲第 10 号議案「岡山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」でございます。

空席となっております副広域連合長として、美作市長でございます萩原誠司氏を選任いたしたく提案させていただくものでございます。御議決のほど、よろしくお願ひ申し上げます。〔降壇〕

○議長（山本 育子君）

提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

甲第 10 号議案については、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 育子君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

甲第 10 号議案について、質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより甲第 10 号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 育子君）

御異議なしと認めます。よって、甲第 10 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第 1 2 「岡山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員補充員選挙について」

○議長（山本 育子君）

次に、日程第 12、「岡山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員補充員選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 育子君）

御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 育子君）

御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員会委員補充員には、お手元に配付している候補者名簿の方々を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方々を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 育子君）

御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました方々を当選人と決定いたしました。

追加日程 「会議録署名議員の追加指名について」

○議長（山本 育子君）

会議録署名議員に指名しておりました大森議員が所用により途中退席をしたため、13 番、小倉議員を追加で指名いたします。

閉会宣言

○議長（山本 育子君）

以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和 3 年 8 月定例会を閉会といたします。本日は大変御苦労さまでした。

午後 2 時 54 分 閉会

一般質問発言通告一覧表

順序	氏名	件名
1	田辺牧美	1 医療費適正化推進事業について 2 職員体制について
2	川崎輝通	1 保険料の賦課限度額について 2 医療費について 3 検診について

地方自治法第123条第2項の規定により、

本会議の顔末を証するため、ここに署名する。

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長 山 本 育 子

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 大 舌 勲

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 大 森 雅 夫

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 小 倉 博 俊